

産後ケア事業

お母さんと赤ちゃんの生活リズムづくりをサポートします。

宿泊・日帰り・訪問で母子のケアを受けたり、授乳方法や育児について助産師に相談ができます。

◎ 利用できる方

下記のすべてにあてはまる産後のお母さんと赤ちゃん



世田谷区
産後ケア事業
ホームページ

- ① 世田谷区内に住所を有する
- ② 心身の健康または育児に対する不安等がある
- ③ 不安等について、ご家族などから支援を受けることができない

- * 原則として産後4日以降で先天性代謝異常等検査を終えてからの利用になります（出産当日を0日とします）。
- * 産後ケア事業では、医療行為（医療的ケア）を行っておりません。（アウトリーチについては、医療的なケアが必要なお子さんのいるご家庭について、母体ケアや一般的な育児相談、授乳相談等の対応は可能となりますのでご相談ください。）
- * ご家族と同居している場合でも、事情により十分に支援を受けることが出来ない場合は利用要件に該当します。

◎ 利用期間・実施施設・利用日数・・・・・・・・・・P2、P3へ

◎ 利用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4へ

◎ ご利用にあたっての注意点

- ◆ 医療者による医療行為や入院治療が必要な状態の方は利用できません。
- ◆ 区立産後ケアセンター・至誠会第二病院は予防接種後 48 時間を経過していないときは利用いただけません。きょうだい利用時も同様です。
- ◆ 施設利用中は外出できません。
- ◆ 利用前に利用約款・利用規則（世田谷区産後ケア事業ホームページに掲載）をお読みください。
- ◆ 利用者・同居家族が、以下 1・2 の状況にある場合は、利用出来ません。
 1. 発熱や咳、喉の痛み、倦怠感など風邪症状がある。
 2. 伝染性の感染症に罹患している。
（PCR 検査・抗原検査等（インフルエンザ・アデノウイルス等を含む）が陽性など。）
- ※ 感染症に罹患したことにより、産後ケア事業の利用をお控えいただく期間については、学校安全保健法の出席停止期間に準じます。

◎ お問い合わせ

受付時間：月～金（土・日・祝日・年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時

お住まいの地域の子ども家庭支援センター		所在地	電 話	F A X
せたがや	世田谷区役所 第2庁舎内	世田谷 4-22-33	5432-2489	5432-3034
きたざわ	北沢総合支所 北沢タウンホール	北沢 2-8-18	6804-7525	6804-9044
たまがわ	玉川総合支所内	等々力 3-4-1	3702-1189	3702-1336
きぬた	砧総合支所内	成城 6-2-1	3482-5271	6277-9721
からすやま	烏山総合支所内	南烏山 6-22-14	3326-6155	3308-3036

◎利用期間・実施施設・利用日数

ショートステイ（宿泊） 利用日数：最大7日間（6泊7日） （※1）

- ケア内容（全施設共通）
- ・ 母体ケア（母体の健康状態のチェック、産後の心身のケア）
 - ・ 乳児ケア（乳児の健康状態、体重・栄養チェック）
 - ・ 育児相談・授乳相談・沐浴練習

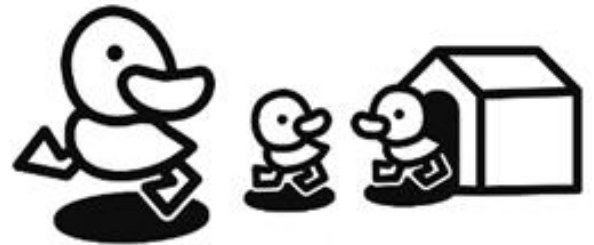
実施施設	産後ケアセンター	至誠会第二病院
住所	桜新町 2-29-6	上祖師谷 5-19-1
利用期間	出産後4か月未満（※2）	
利用できる日	年中無休（3月29日～3月31日は休館）	年中無休
入所時間	午前10時（退院日・先天性代謝異常検査日は午前11時30分まで）	
退所時間	午後7時（退所日夕食あり）	
アレルギー対応	一部可（詳細は各施設のチラシを参照）	一部可（詳細は各施設のチラシを参照）
その他	・ きょうだい利用（※3）可 ・ 保育士による手遊び教室 ・ 公認心理師・臨床心理士によるカウンセリング（原則火・木 当日予約）	・ 希望者は外来受診可能（小児科・他） （ご利用日によってご希望の科が休診の場合もあります。詳細については病院からの事前連絡（電話）時にご確認ください。）
施設詳細	 世田谷区ホームページ 「産後ケアセンター」	 世田谷区ホームページ 「至誠会第二病院」

デイケア（日帰り） 利用日数：デイケア・アウトリーチ合わせて7日（回）まで （※1）

- ケア内容（全施設共通）
- ・ 母体ケア（母体の健康状態のチェック、産後の心身のケア）
 - ・ 乳児ケア（乳児の健康状態、体重・栄養チェック）
 - ・ 育児相談・授乳相談

実施施設	産後ケアセンター	ママズルーム
住所	桜新町 2-29-6	下馬 3-10-7
利用期間	出産後4か月未満（※2）	
利用できる日	年中無休 （3月29日～3月31日は休館）	月・火・木・金曜日（祝日・年末年始は利用できません。） ※ 毎年8月に1週間程度のお盆休みがある場合があります。詳細はホームページでお知らせします。
入所時間	午前10時（退院日・先天性代謝異常検査日は午前11時30分まで）	
退所時間	午後7時（夕食あり）	午後6時（おやつあり・夕食なし）
アレルギー対応	一部可（詳細は各施設のチラシを参照）	一部可（詳細は各施設のチラシを参照）
その他	・ きょうだい利用（※3）可 ・ 保育士による手遊び教室 ・ 公認心理師・臨床心理士によるカウンセリング（原則火・木 当日予約）	・ アットホームな雰囲気のリラックス空間 ・ 小児科医による母子の健康相談 ・ 個別のライフスタイルに合わせた相談 ・ おでかけひろばの見学（混雑状況による）
施設詳細	 世田谷区ホームページ 「産後ケアセンター」	 世田谷区ホームページ 「ママズルーム」

- ※1 ショートステイ・デイケアでは、基本的に母児同室を推奨しておりますが、お母さまの体調やご希望に応じて、赤ちゃんを一時的にお預かりすることも可能です。ただし、職員体制や当日の状況により、預かりが難しい場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ※2 早産かつ赤ちゃんが低出生体重児の場合、出産後4ヶ月以降もご利用いただける場合がございます。ご希望の方はお住まいの地域の子ども家庭支援センターにご相談ください。
- ※3 きょうだい利用とは小学校就学前の兄弟で1家族1名まで一緒にご利用いただける制度です（3泊4日まで）。詳細は産後ケアセンター施設詳細のQRコード（区ホームページ内）よりご確認ください。



アウトリーチ（訪問） 利用日数：デイケア・アウトリーチ合わせて7日（回）まで

世田谷区立産後ケアセンターの助産師が訪問します。

- ケア内容
- ・ 母体ケア（母体の健康状態のチェック、産後の心身のケア）
 - ・ 乳児ケア（乳児の健康状態、体重・栄養チェック）
 - ・ 育児相談・授乳相談・沐浴練習、離乳食（補完食の進め方）
- * 産婦とお子さま(0歳児)が自宅にいる時のみ利用可能です。お子さまだけのお預かりはいたしません。
 - * 乳房マッサージのみの対応はしていません。
 - * 医療的ケアが必要なお子さんのいるご家庭について、母体ケアや一般的な育児相談、授乳相談等の対応は可能となりますので、ご相談ください。

利用できる日	平日のみ（年末年始、毎年3月29日～3月31日はお休み）	 世田谷区 産後ケア事業 ホームページ
利用期間	出産後1年未満	
訪問時間	①午前9時～午後0時 / ②午後1時～午後4時 上記2つの目安時間帯の中で2時間以内になります。	

◎利用方法

区公式 LINE(ライン)で**利用登録・利用申込**を受け付けます。

区公式 LINE を友だち追加されていない方は、以下のいずれかの方法で、
区公式 LINE を友だちに追加してください。

- (1) ホームから「世田谷区」または「@setagayacity」と入力して検索する。
- (2) 友だち追加で QR コードを選択し、右記の登録用 QR コードを読み取る。

世田谷区公式ライン
登録



手続きの流れ											
① 利用登録 (妊娠28週から)	メニュー「子育て」もしくは「予約・申請」→「産後ケア事業」→「登録」を選択し、ご申請ください(所要時間5分～10分)。 ➢ 申請内容に不備がある場合は、電話で連絡をさせていただきます。利用希望日までのお時間に余裕を持ってご登録をお願いいたします。 ➢ 住民税非課税世帯(均等割りのみ課税世帯含む)の方で、世田谷区で課税状況が確認できない場合は、世帯員全員(扶養の子どものを除く)の証明書のアップロードが必要です。 「子育て」から入った場合→ 										
② 利用者登録承認	内容に不備がない場合、①の申請後翌営業日中に登録が承認され、LINE 上で通知します。登録が承認された後、利用申込が可能になります。										
③ 利用申込 (出産後)	メニュー「子育て」もしくは「予約・申請」→「産後ケア事業」→「利用申込」を選択し、ご申請ください(所要時間5分～10分)。 注意 9時～11時の間に申込内容の確認のため、ご連絡をする場合があります。利用日数の上限を超えた申込をされており、連絡がつかない場合、利用可能日数以内の申込として受け付けます。 ➢ P5「申込におけるQ&A」もご参照ください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込受付期間</th><th>ショートステイ・デイケア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>利用希望日の2週間前(※1)～前日(閉庁日等除く)の午前9時00分まで</td></tr> <tr> <th>アウトリーチ</th><td></td></tr> <tr> <td></td><td>利用希望日の1週間前(※1)～前日(閉庁日等除く)の午前9時00分まで</td></tr> <tr> <td colspan="2">※1 2週間前または1週間前が閉庁日の場合その前の開庁日から受け付けます。</td></tr> </tbody> </table>	申込受付期間	ショートステイ・デイケア		利用希望日の2週間前(※1)～前日(閉庁日等除く)の午前9時00分まで	アウトリーチ			利用希望日の1週間前(※1)～前日(閉庁日等除く)の午前9時00分まで	※1 2週間前または1週間前が閉庁日の場合その前の開庁日から受け付けます。	
申込受付期間	ショートステイ・デイケア										
	利用希望日の2週間前(※1)～前日(閉庁日等除く)の午前9時00分まで										
アウトリーチ											
	利用希望日の1週間前(※1)～前日(閉庁日等除く)の午前9時00分まで										
※1 2週間前または1週間前が閉庁日の場合その前の開庁日から受け付けます。											
④ 利用決定	区が抽選(※2)を行い、利用者を決定します。 結果は抽選日当日に LINE で通知いたします ※2 抽選は開庁日には毎日行っています。 午前9時00分を過ぎたお申し込みは翌開庁日の抽選となります。										
⑤ 利用日の 1～3日前	利用予定の施設より体調確認の連絡が来ます(電話)。										

⑥ 利用日 産後ケア事業クーポン券の申請（住民税課税世帯の方のみ）	入所時間に施設へお越しください（アウトリーチはご自宅でお待ちください）。 「住民税所得割・均等割共に課税世帯」かつ「産後ケア事業のご利用が初めて」の方は、利用施設にてクーポン券の申請をしてください。クーポン券は申請後すぐに発行され、即日ご利用いただけます（詳細はP7に記載）。
--	---

キャンセルについて

- ◆ 利用日の**3日前**までにお住まいの地域の子ども家庭支援センターへご連絡ください。
- ◆ 当日の急な体調不良の場合は、下記にご連絡ください。
 - ・ 平日：当日の午前10時までにお住まいの地域の子ども家庭支援センター
 - ・ 土日祝日：午前10時までに利用する施設
- ※ アウトリーチの場合は訪問時間の1時間前までに産後ケアセンターへご連絡ください。直前のご連絡になってしまった場合は、助産師が予定通り自宅に訪問してしまふことがありますのでご了承ください。

利用日の変更について

一度予約した利用日の短縮・延長をご希望の場合はオンラインでのお申込みはできません。お住まいの地域を管轄する子ども家庭支援センターへお電話にてご連絡ください。

申込におけるQ&A

Q1	何日間利用可能ですか？
A1	・ ショートステイは最大6泊7日（2泊3日＋3泊4日など分割も可） ※ ショートステイの利用合計日数が6日間になった場合（例：5泊6日、2泊3日＋2泊3日など）、残りの1日のみでショートステイを利用することはできません。 ・ デイケア・アウトリーチは合わせて7日まで利用可能です。
Q2	第何希望まで希望できますか？
A2	・ ショートステイは第2希望まで希望可能です。 ・ デイケア、アウトリーチは第3希望まで希望可能です ※ ショートステイ、アウトリーチの予約がとれるのは1希望分のみです。デイケアは1回のエントリーで複数回当選の可能性があります（1週間のうち2日まで）。
Q3	1回に複数の施設に申込むことはできますか？
A3	1回に申込みできる施設は1施設です。
Q4	ショートステイの予約がなかなかとれません。予約のとりやすい申込方法はありますか？
A4	予約の取りにくい状況が続いており申し訳ございません。比較的予約がとりやすい申込方法は以下のとおりです（予約をお約束するものではありませんのでご了承ください）。
	「利用日数を短縮しても利用しますか？」で「はい」を選択する。
	利用日数は短縮される可能性があります、その分予約が取れる可能性は高くなります。
	第1希望と第2希望を連続した日付にし、「第1希望～第2希望の中で、異なる組み合わせの日程でも利用を希望しますか？」で「はい」を選択する。
	（例）第一希望 4月1日～4月5日（4泊5日）第二希望 4月6日～4月10日（4泊5日） 「連続可」を選択すると4月1日～4月10日の中で4泊5日とれる日で抽選にかけます。
	直近の利用日と2週間後の利用日を希望する。
	利用希望日の2週間前より申込がスタートするため早い申込の方が部屋に余裕があります。また、直近の利用日は急なキャンセルで空く場合があります。

◎利用料（利用者負担金）

①母子利用料（利用者負担金）

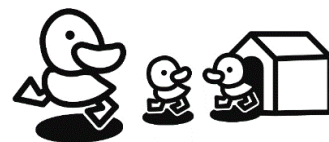
	課税世帯		住民税 非課税世帯 (均等割世帯含む)	生活保護 世帯
	クーポン利用なし	クーポン券提出時 (通算5日上限)		
ショートステイ1泊あたり(宿泊)	9,000円 ※2泊目以降は一日あたり4,500円増	4,000円 (クーポン2枚利用の場合)	0円	0円
多胎児利用 (2人目以降)	1,000円	0円※1 (クーポン2枚利用の場合)	0円	0円
デイケア(日帰り)	3,000円	500円	0円	0円
多胎児利用 (2人目以降)	250円	0円※1	0円	0円
アウトリーチ(訪問)	2,000円	0円	0円	0円
多胎児利用 (2人目以降)	200円	0円※1	0円	0円

※1 多胎加算分も減額されます

区立産後ケアセンター（アウトリーチ含む）・ママズルーム・至誠会第二病院にて「世田谷区産後ケア事業クーポン券」が利用できます。
クーポン券の詳細はP.7『◎世田谷区産後ケア事業クーポン券』をご覧ください。

②きょうだい利用料（区立産後ケアセンターのみ）

	課税世帯	住民税 非課税世帯 (均等割世帯含む)	生活保護世帯
ショートステイ 1日あたり	1,700円	900円	0円
デイケア	1,000円	600円	0円



◆利用できる支払い方法

併用できます。

	現金	クレジットカード	子育て利用券	産後ケアクーポン券
区立産後ケアセンター	◎	—	◎	◎※2
ママズルーム	◎	—	◎	◎
至誠会第二病院※3	◎	◎	◎	◎
アウトリーチ	◎	—	◎	◎

※2 きょうだい利用料には使えません

※3 至誠会第二病院は日曜・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）は会計ができません。

住民税課税世帯で、ご利用日が日曜・祝日・年末年始のみになる方については通常と会計方法が異なりますのでご注意ください。詳しくは世田谷区ホームページ「至誠会第二病院」にて確認ください。

◎世田谷区産後ケア事業クーポン券

「世田谷区産後ケア事業クーポン券」を産後ケア事業利用時にご提示いただくことで、利用料が減額されます。

世田谷区産後ケア事業
クーポン券
ホームページ



◆ 配付対象者

産後ケアに利用登録された方のうち
住民税所得割・均等割とも課税世帯の方

◆ 配付内容

産婦 1 人あたり、5 枚。1 枚あたり原則 2,500 円の減額が利用できます。
多胎児加算分は、別途減額（P.6 の※ 1）があります。

◆ 利用できるサービス

世田谷区が行っている産後ケア事業で、1 日の利用あたり 1 枚が利用できます。
（例：2 泊 3 日の場合、3 枚まで利用可能）。
ただし、きょうだい利用分についてはクーポン券の対象外です（利用料が必要です）。

◆ 申請発行手続き方法

- ① 産後ケア事業初回利用時に、利用施設にてお手続きいただきます。クーポン券申請の希望を施設職員に伝えてください（アウトリーチ利用の方は訪問した助産師に伝えてください）。
- ② ご自身のスマートフォン等（LINE アプリが利用できる端末）で、施設にある QR コードを読み込み産後ケア事業クーポン券の申請をしてください（アウトリーチ利用の場合は助産師が持っている QR コードを読み取ってください）。
- ③ 産後ケア事業クーポン券（5 枚）が即時発行されます。

◆ 利用方法

利用料支払いの際に、施設にある QR コードをご自身のスマートフォン等（LINE アプリが利用できる端末）で読み取ると電子クーポンの QR コードが表示されますので施設に提示してください。提示が無い場合は減額の対象となりません。
※紙のクーポンをお持ちの方は引き続き紙のクーポンをご利用いただけます。

◆ 利用上の注意事項

- ・クーポン券は払い戻し、現金への換金、他の利用券との交換はできません。
- ・他人への譲渡はできません。

クーポン券は
1 日 1 枚までの
利用になります

◆ 利用料金の例

ショートステイ	2 泊 3 日：13,500 円－ クーポン券 2500 円 クーポン券 2500 円 クーポン券 2500 円 =6,000 円
デイケア	1 日：3,000 円－ クーポン券 2500 円 =500 円
アウトリーチ	1 回：2,000 円－ クーポン券 2500 円 =0 円（おつりは出ません）